【注意事項】

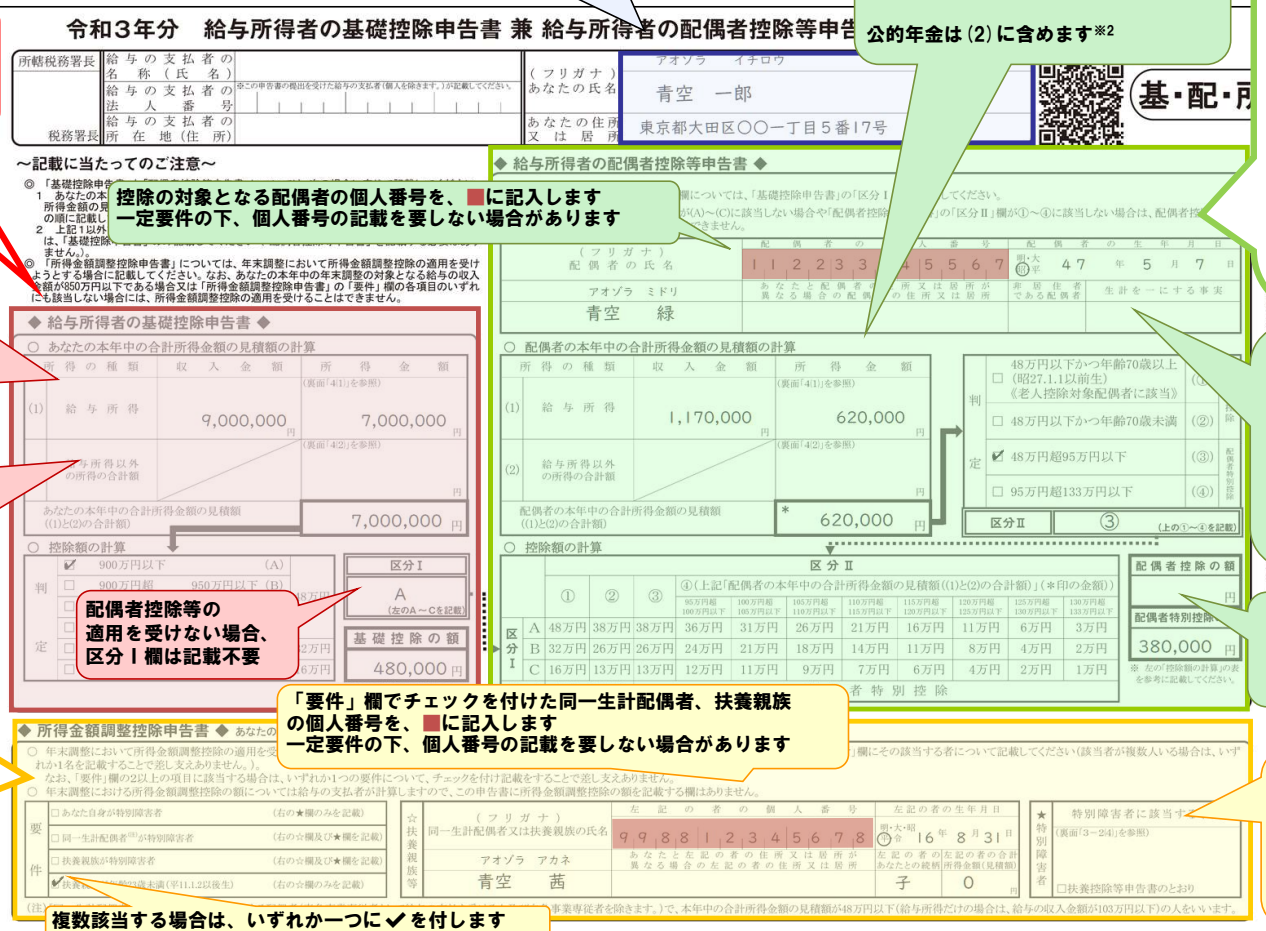
この欄は、**給与所得者のほとんどが提出の対象**となります
（本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方が対象）

直近の給与明細書等を参考に、**あなたの**本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入します。
所得金額の計算は
下表を参照してください※1

「公的年金等」はここに含めて計算してください※2
計算は下表をご参照ください

また、源泉分離課税により納税が完結するものや、確定申告しないことを選択した所得は、ここには含みません※3

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超、かつ、
本人もしくは扶養親族等が特別障害者、又は扶養親族が23歳未満の場合に、この欄を記入します



※1　給与所得の金額

俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は給与所得となります。

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額で、次の表により求めた金額となります。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の所得金額になります。

給与の収入金額（A）		給与所得の金額
1円以上	550,999円以下	0円
551,000円以上	1,618,999円以下	A－550,000円
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上	1,799,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）×2.4＋100,000円
1,800,000円以上	3,599,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）×2.8－80,000円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）×3.2－440,000円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	（所得金額調整控除の適用がない場合）	A－1,960,000円
8,500,000円以上	（所得金額調整控除の適用がある場合）	A－1,960,000円－所得金額調整控除

※2　公的年金等の金額

公的年金等は雑所得として、「給与所得以外の所得の合計額」に含めて計算します。
公的年金等に係る所得は「収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」で、公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超　410万円以下	(A)×25%＋27万5,000円	(A)×25%＋17万5,000円	(A)×25%＋7万5,000円
410万円超　770万円以下	(A)×15%＋68万5,000円	(A)×15%＋58万5,000円	(A)×15%＋48万5,000円
770万円超　1,000万円以下	(A)×5%＋145万5,000円	(A)×5%＋135万5,000円	(A)×5%＋125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超　410万円以下	(A)×25%＋27万5,000円	(A)×25%＋17万5,000円	(A)×25%＋7万5,000円
410万円超　770万円以下	(A)×15%＋68万5,000円	(A)×15%＋58万5,000円	(A)×15%＋48万5,000円
770万円超　1,000万円以下	(A)×5%＋145万5,000円	(A)×5%＋135万5,000円	(A)×5%＋125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

※3　給与所得以外の所得

給与所得以外の所得には、次のものがあります

① 事業所得
② 雑所得
③ 配当所得
④ 不動産所得
⑤ 退職所得
⑥ ①から⑤以外の所得
　譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得等

参考：国税庁「《記載例》令和3年分基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」及びパンフレット「令和3年分　年末調整のしかた

記入例

令和３年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ）あなたの氏名	アオゾラ　イチロウ 青空　一郎
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都大田区〇〇一丁目５番17号

記載のしかたはこちら

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1　あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
2　上記１以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	9,000,000円	(裏面「4(1)」を参照) 7,000,000円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）			7,000,000 円

○ 控除額の計算

判定				
	✔	900万円以下	(A)	48万円
	☐	900万円超	950万円以下 (B)	
	☐	950万円超	1,000万円以下 (C)	
	☐	1,000万円超	2,400万円以下	
	☐	2,400万円超	2,450万円以下	32万円
	☐	2,450万円超	2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ：A（左のA～Cを記載）

基礎控除の額：480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ）配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
アオゾラ　ミドリ 青空　緑	112233445567	明・大・昭(平) 47年5月7日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	1,170,000円	(裏面「4(1)」を参照) 620,000円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）			* 620,000 円

判定			
	☐	48万円以下かつ年齢70歳以上（昭27.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①) 配偶者控除
	☐	48万円以下かつ年齢70歳未満	(②) 配偶者控除
	✔	48万円超95万円以下	(③) 配偶者特別控除
	☐	95万円超133万円以下	(④) 配偶者特別控除

区分Ⅱ：③（上の①～④を記載）

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ ①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」（＊印の金額）） 95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額：　円

配偶者特別控除の額：380,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	
	☐ あなた自身が特別障害者　（右の★欄のみを記載）
	☐ 同一生計配偶者(注)が特別障害者　（右の☆欄及び★欄を記載）
	☐ 扶養親族が特別障害者　（右の☆欄及び★欄を記載）
	✔ 扶養親族が年齢23歳未満（平11.1.2以後生）　（右の☆欄のみを記載）

☆扶養親族等	（フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	左記の者の続柄	左記の者の合計所得金額（見積額）
	アオゾラ　アカネ 青空　茜	998812345678 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	明・大・昭・平・令(令) 16年8月31日	子	0 円

★特別障害者	特別障害者に該当する事実（裏面「3－2(4)」を参照）
	☐扶養控除等申告書のとおり

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。